



鳥取県公報

令和5年5月26日（金）
第9501号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（276）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2
	大規模小売店舗の新設の届出（277）（企業支援課）・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定の解除予定（278）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 3
	指定居宅サービス事業の廃止の届出（279）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・・・ 3
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出（280）（〃）・・・・・・・・・・ 3
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・ 4

告 示

鳥取県告示第276号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
遠藤全快堂薬局	米子市日野町165	令和元年5月19日
岸岡薬局	米子市両三柳2514	令和5年3月31日
森下薬局	境港市幸神町357	〃

鳥取県告示第277号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和5年5月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）フーズマーケットホック両三柳店 米子市両三柳17ほか
- 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社フーズマーケットホック 代表取締役 澁谷 仁志 鳥根県安来市赤江町1448-1
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社フーズマーケットホック 代表取締役 澁谷 仁志 鳥根県安来市赤江町1448-1
株式会社大創産業 代表取締役 矢野 靖二 広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年1月12日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,912平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 収容台数 127台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 収容台数 52台
 - 荷さばき施設の位置及び面積
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 面積 152平方メートル
 - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 容量 27立方メートル

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後11時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
ア 出入口の数 5か所
イ 位置 9の書類に記載のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
令和5年5月11日
- 9 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 10 縦覧に供する期間
令和5年5月26日から4月間
- 11 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課
- 12 意見書の提出
大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第278号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年5月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
倉吉市みどり町3492の3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第279号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年5月26日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社よなご薬局	よなご薬局	米子市車尾四丁目14-15	令和5年5月16日	令和5年5月31日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第280号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当

該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和5年5月26日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社よなご薬局	よなご薬局	米子市車尾四丁目14-15	令和5年5月16日	令和5年5月31日	介護予防居宅療養管理指導

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和5年5月26日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

小口径ライフル銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和5年6月24日 午前9時から正午まで	西伯郡南部町猪小路806 鳥取県営ライフル射撃場	小口径ライフル銃射撃	22ロングライフルのライフル弾	4人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する

警察署に問い合わせること。